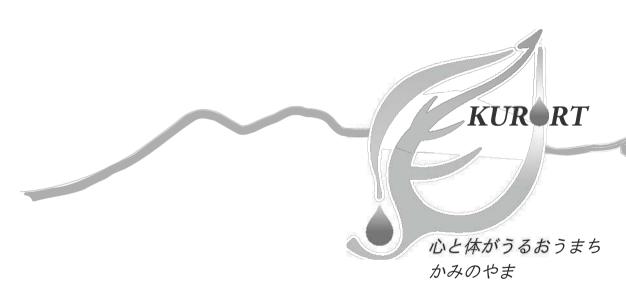
# 令和7年度

市民税 県民税 特別徴収のしおり

~特別徴収完全実施へのご理解を!~



山形県上山市

(市町村コード 062073)

特別徴収事務についての問い合わせは一

上山市税務課住民税係

上山市河崎一丁目 1 番10号 (〒999-3192) 電 話 上山 (023) 672-1111 (代表)

内線 131 ~ 134

URL http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp

特別徴収事務につきましては、日ごろより深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和7年度の市・県民税および森林環境税の特別徴収事務をお願いいたしますので、このしおりをご覧いただき、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、別添の「特別徴収税額通知書(納税義務者用)」を各納税者にお渡ししてくだ さるようお願いいたします。

# ~目 次~

				×		.取 ]	<b>みな</b>	液	
$\circ$	特別徴収事務及び税額の納入のしかた	P1		/I\	YJ /\	· 4X 1	IX 1)	义  大	
$\bigcirc$	納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き	P2	$\bigcirc$	Ш		形	4	退	行
$\bigcirc$	退職所得の分離課税にかかる市・県民税の特別徴収について	Р3	0			内		退	行
$\circ$	納入書及び納入申告書の記載例	P5	$\circ$	き	5	B	カン	銀	行
$\bigcirc$	税額の計算方法	P6	$\circ$	山	形	信	用	金	庫
$\circ$	令和7年度特別徴収税額差引簿	P8	$\circ$	東	北	労	働	金	庫
$\circ$	提出書類等	P11 ∼	$\circ$	Щ	/ /	農業	協	同 組	合
			$\circ$	ゆうち	よ銀行各支	店及び銀行代	理業務を行	<b>テう郵便局(東北</b>	6県内)

- 所在地・名称変更届
- 指定通知書
- 特別徴収新規該当者届
- 給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届書

◇ 東北6県以外のゆうちょ銀行または郵便局を利用される場合は、その利用するゆうちょ銀行に対して指定通知書が必要となりますので、1回目の納入の際にこのつづりにある指定通知書を記入のうえ希望するゆうちょ銀行等に提出してください。

소소 → 교육 대 상사 타타



# 特別徴収事務及び税額の納入のしかた

#### 1 特別徴収とは

納税者の便宜をはかるため、地方税法並びに市税条例の規定により、1年間の税額を12回(6月から翌年5月まで)に分けて、毎月の給与から差し引いて、事業所ごとに一括して納めていただく制度です。

#### 2 特別徴収される人

令和7年1月1日現在上山市に住所を有し、令和6年中に給与の支払いを受け、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている人をいいます。

#### 3 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収する義務がある事業所で、 市税条例の規定により指定された事業所をいいます。

#### 4 税額通知書について

- (1) 特別徴収税額の通知書は「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」があります。「納税義務者用」は各納税者にお渡し願います。 電子通知をご希望の場合は、eLTAX でお申し出ください。 この場合、書面での通知は送付いたしません。
- (2) 年税額が6,000円以下の方については、1回目(6月分)で全額を納入していただくようになります。

#### 5 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日(その日が祝日又は休日もしくは土曜日のときはその翌日またはその翌々日)です。

#### 6 納入方法

(1) 各納税者から徴収された月割額の合計額を同封してある「納入書」によって、表紙裏面の納入取扱機関に納入してください。

# (2) 退職者の一括徴収の場合

退職などにより一括徴収された残税額は、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて納入いただくことになります。

この納入税額は、納入書の「給与分」税額欄に他の在職者の月割額と合計して記入することになりますので注意してください。

## 7 納期限後納入にかかる延滞金及び督促手数料

納期限後に納付する場合は税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合(※)に年 7.3%を加算 (ただし、納期限の1ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に 1.0%を加算) した割合で延滞金が徴収されます。また、督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納しない時は滞納処分を受けることになります。

なお、督促手数料は1通について100円です。

(※) 延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定金利の当該年の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1.0%を加算した割合。

#### 8 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に、税額を変更する必要が生じたときは、税額変更通知書をお送りします。

この場合「納税義務者用」は納税者に直ちに交付してください。

#### 9 納期の特例制度

給与を支払っている従業員が常時 10人未満の事業所では、特別 徴収税額の納期の特例を受けることができます。

納期の特例は年2回、半年ごとにまとめて納入する制度です。 詳しくは市ホームページをご覧ください。



# 納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

# 異動があった場合は、すみやかに異動届出書を提出してください。

(届出が遅れたり、提出のない場合は督促状や催告状が出ることがあります。)

## 1. 退職等の場合

退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書」に退職した人の住所、氏名、個人 番号(マイナンバー)、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収 税額、異動事由等を記入して提出してください。

なお、給与から徴収できなくなった税額の納入方法には、次の2 つがあります。

#### (1) 退職者の一括徴収

特別徴収税額のある給与所得者が退職し、次に該当するときは 特別徴収税額について、退職金などが支払われた際に一度に特別 徴収義務者において徴収し納税していただくことができます。

① 退職の日が令和7年6月1日から12月31日までの場合 その事由が発生した翌月以降の未納額は納税者と話し合いのうえ、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて当月分と同時に納入してください。

# ② 退職の日が令和8年1月1日以降の場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を納税者の申し出がなくても**必ず一括徴収し**、当月分と同時に納入してください。

#### ※ 注意点

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「一括徴収」欄に給与又は退職手当等の徴収予定月日、徴収予定額、納入月分を記入してください。

#### (2) 退職者の普通徴収

(1)の①の場合で一括徴収ができないときは、納税通知書を本人に送付し、納税者から残税額を直接納入していただきます。

#### 2. 転勤の場合

勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収されることを納税者が希望した時には、特別徴収を継続いたします。必ず新しい勤務先へ連絡し、その上で新たに給与等の支払いをすることになった勤務先の名称と所在地、法人番号(個人事業主の場合は不要)および何月分から徴収していただくことになるか、その他必要な事項を記入した「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を税務課まで至急提出してください。

#### 3. 通知書の発送

毎月15日までに受付した異動届については、その月の末日に変 更通知書を発送します。

#### 4. その他

- ※ 非課税者についても異動がありましたら異動届出書の提出をお 願いします。
- ※ 特別徴収義務者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を 忘れずに記入してください。



# 退職所得の分離課税にかかる市・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市・県民税所得割(分離課税)納入については、 所得税と同じように、退職手当を支給するとき、その額により市県民 税額を計算し、それを差し引いて納入していただくことになります。 その場合、納入書裏面の納入申告書に該当事項を記入し、当月分と いっしょに納入してください。

#### 1. 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、本市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

#### 2. 退職所得割額の求め方

退職手当等の収入金額から勤続年数に応ずる退職所得控除額を差し引いた金額に、分離課税に係る所得割の税率を乗じて算出します。 (内容につきましては「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参照してください。)

※総務省のホームページからも内容が確認できます。 http://soumu.go.jp

#### 3. 退職所得控除額

ア 勤続年数が 20 年以下の場合 40 万円×勤続年数 (80 万円に満たないときは 80 万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合

800 万円 + 70 万円×(勤続年数 - 20 年)

なお、本人が障害者になったことにより退職した場合は、控除 額がさらに 100 万円加算されます。

#### 4. 退職支払金額等の追給について

退職所得に係る市・県民税額を納付した後、退職支払金額、勤続 年数等に変更(追給など)があった場合の取扱いについては、税務 課にご相談ください。

# ② 所在地・名称変更届

社名変更、住所変更などがあった場合は、直ちに提出してください。 合併による名称変更は、指定番号が変更することがあります。

# ② 特別徴収新規該当者届

1月1日以降新たに特別徴収を希望する方について提出してください。

引去予定月は事業所で引き去りが可能な月を記入してください。 ただし、新規該当者届が月の15日までに提出なった分についてはそ の月の末日で通知になりますが、15日を過ぎれば翌月の通知になり ます。

なお、普通徴収で納入している分がないかを本人に必ず確認してく ださい。

# ② そ の 他

1、納税者が税額通知書の記載事項に不服がある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2、休業、解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合は、 異動届出書を提出してください。
- 3、特別徴収税額通知書や納入書等に記入された**指定番号**は、あなたの事業所を表示したものです。

上山市に提出された書類には、必要事項の記入とともに必ず この番号を記入してください。

- 4、「納入書」用紙は余分にありますが、必要な場合はご連絡くだ さい。
- 5、「給与所得者異動届出書」は5部組で綴ってありますが、不 足した場合コピーまたは上山市ホームページよりダウンロ ードしてください。
- 6、市・県民税および森林環境税は令和7年1月1日現在上山市 に住んでいる方に課税しています。それ以降市外へ転出された方 でも令和7年度(令和8年5月まで)は上山市へ納めてください。
- 7、このつづりにある「特別徴収税額差引簿」については、記載 例を参照のうえ、納入する税額の整理に使用してください。
- 8、「給与所得者異動届出書」マイナンバーの記載が必要となりますのでご注意ください。



# 納入書及び納入申告書の記載例

# (表面)

山形県上し	山 市 市民税·県民税 領リ	
市区町村コード	口座番号	加入者名
0 6 2 0 7 3	02200-2-960212	上山市
月別	FIN NO. 100 17	納入金額(1)
令和 7 年 6 月分	077777	73 500

介和 7 年 6 月分	0777	777 (MA) (2001) (73,500
納入すべき金額が 納入金額(1)の欄の金 異なるときは、納入 (1)の欄を横線で挟続 納入金額(2)の欄に記 で下さい。 約期限 令和7年7月	網と 納 (一部級目) (一部級目) (分字含む) ほ 様 (人) 人) 全 延滞金	7 3 5 0 0 4 4 7 0 0
(特別徽収義務者) 住 所 〒 999-3145 又は 山形県上山市 所在地 河崎一丁目 1 氏 名 上山企画 株: 名 孫	番 10 号 式会社	7077 領 収 日 付 付 印 (

月別 令和 7 年 6 月分	m	0′	77777		- NY.	入金額	"3,501
納入すべき金額が右の 納入な額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を模線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し て下さい。	納入金額	与分 ((株)(1) ((株)(1) ((4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (	2 +		7		5 0 0 7 0 0
	手(2)合	数料計額	40707			8	200
# 7999-3145 山形県上山市 河崎一丁目1番 上山企画 株式会	.0 号	0 00		E f	n Z I		

山形県上山市市R税·県R税納入書②

山 形 県 上し	山市 "森林環境稅"納入済通知書公	
市区町村コード	口座番号 加入者名	
0 6 2 0 7 3	02200-2-960212 上 山 市	納入
月別 月分 6和 7年 6	期 来 等 特 約	入済通知書の
062073 納入すべき金額が右の 金額(1)の欄の金額とよきは、納入金額(1)の	20 (4) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	納入金額欄
横線で抹消し、納入金の欄に記入して下さい。	額(2) 金 延滞 金	に半記号
納期限 令和 7 年 7 月 取 り ま と め ル 仙台貯金事務センタ	10日 手数料 (2) 合叶類 (2)	号は記入し
領収日付印 上記のとおり通知U	(特別徴収義務者) 426-00407077 住 所 〒 999-3145 又は 山形県上山市 住所地 河崎一丁目 1 番 10 号 又は 上山企画 株式会社 名 称	ないでください。

# (裏面)

令	- AND COLOR	f 長梢 年「	7 月 8	日提出										,
					令	ŧΠ	7 *	E	6	分	人	員	1	
	退職	所得	等 支 払 金	額	+	(0)	1	0	0	0	0	0	0	0
特	別	徴	市民	税						2	6	8	0	0
収	税	額	県 民	税						1	7	9	0	0
税に(特別	係る所行 徴収載・ は地は称は	等割の網 務者) = 999- 山形県 上山台	及び第328条 3145 上山市河。 上山 株 3456	暗しま 南一丁 式会	<sub>す。</sub> 目1 社	番′	10 <del>ξ</del>	ar teo ve					河 )	

納入書は、5月に特別徴収税額の通知書をお送りする際に同封しますので、次のことにご留 意のうえ、記入、納入願います。

- 1「納入済通知書図」には、納付年、月分及び指定番号を記入してください。
- 2 納入金額(1)の金額に変更がなければ、納入金額(2)の欄には何も記入しないでください。
- 3 納入金額(1)の金額に変更がある場合は、上記記載例のように納入金額(1)の欄の金額を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
  - ※年度途中で税額の変更がある場合でも、改めて納入書は送付いたしません。
- 4 その他
- ①納入書は、汚したり折り曲げたりしないでください。
- ②納入金額(2)の欄に記入する場合は、数字は枠内におさまるようていねいに記入してください。

市民税及び県民税の税額は

- (1)均等割額と所得割額の合計額です。
- (2)所得割額は、前年の所得金額を基礎として計算されます。

わかりやすく図で説明しますと右図のようになります。

ただし、分離譲渡所得や山林所得、その他特殊な税額計算が行われる人は、別の計算方法により算出されていますので、わからない点がありましたら税務課へお問い合わせください。

# 市・県民税非課税の範囲

- ① 次に該当する方は、市・県民税が課税されません。 イ、生活保護法の規定による生活扶助を受けてい る方
  - ロ、障害者、未成年者(平成19年1月3日以降生まれ)、寡婦、ひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ② 次に該当する方は、市・県民税の均等割が課税 されません。

合計所得金額が条例で定める所得〔28万円×(扶養親族数+1)+10万円+加算額17万円〕以下の場合(加算額は扶養親族を有する場合のみ加算)

③ 次に該当する方は、市・県民税の所得割が課税 されません。

総所得金額等の金額が〔35万円×(扶養親族+1) +10万円+加算額32万円〕以下の場合(加算額は扶 養親族を有する場合のみ加算)

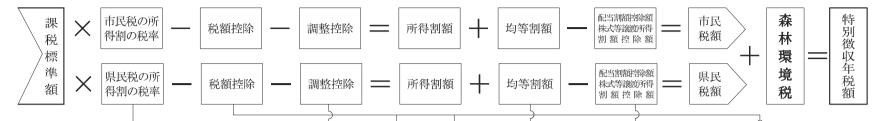
※扶養親族数には16歳未満の扶養家族を含みます。

# 税額の計算方法

+ 64

支払給与の総額	給与以外の所得   本   本	<ul> <li>無 所 得 整 解 </li> <li>無 税 標 準 額</li> </ul>
	所 得 控 除 %	質 の 基 準 表
雑 損 控 除 額	「損害金額ー保険金などで補てんされる金額」= A の金額を基として計算した、次の①と②とのいずれか多い方の金額 ① A の金額ー(総所得金額等の合計額×10%) ② A の金額のうち災害関連支出の金額の5万円	表と離婚した後婚姻していない者のうち、子以外の扶養 親族を有する者で、前年の合計所得金額が500 万円以下 であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる 者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、前年 の合計所得金額が500 万円以下で、事実上婚姻関係と同 様の事情にあると認められる者がいない者 260,000 円
医療費控除額	医療費の実質負担額ー(10万円と総所得金額等の 5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合 特定一般用医療品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)	婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子(他の者の扶養親族である者以外で総所得金額等の額が48万円以下の者)があり受給者の合計所得金額等の額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者
社会保険料控除額 小規模企業共済等掛	支払った額または給与から控除された社会保険料の 合計額 支払った第一種共済掛金、企業型年金・個人型年金 加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額	300,000 円       普通障害者     260,000円        特別障害者     300,000円       同居特別障害者     530,000円
金 控 除 額	加入有母立、心身厚音有大き大府母立の古前額 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料各々について下記に計算した額の合計(限度額70,000円)	動労学生控除額 密与所得等を有する者のうち、合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の者 260,000 円 一般控除対象配偶者 オーザルをはの 5 個者 控 除 額 オーザルをはの 5 個名 (別年20.1.1.1) 第44 と 282
11. A 11-1 BA Jol John BA 185	12.000円以下 全額	老人控除対象配偶者(昭和30.1.1以前生)参照 配偶者特別控除額
生命保険料控除額	15,000円以下 全額	扶 養 控 除 額 老人扶養親族(\$30.1.1以前生) 380,000 円 特定扶養親族(日14.1.2~日18.1.1生) 450,000 円 同居老親等扶養親族 450,000 円
	※一般生命保険料、個人年金保険料について新契約と旧契約の双方の控除を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式で計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	基 礎 控 除 額 合計所得金額が2,400万円以下 430,000 円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 290,000 円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 6計所得金額が2,500万円超 0 円
地震保険料控除額	次の①・②の合計額(最高限度額 25,000 円) ①地震保険料・・・・限度額 25,000円(支払金額×1/2) ②旧長期保険料・・・・・限度額 10,000円 (イ) 5,000円以下 全額 (ロ) 5,000円超15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 (ハ) 15,000円超 10,000円	Temp
		48 万円超 100 万円以下 38 万円 22 万円 11 万円 100 万円超 100 万円以下 38 万円 22 万円 11 万円 100 万円超 105 万円以下 31 万円 21 万円 11 万円 105 万円超 115 万円以下 26 万円 18 万円 9 万円 110 万円超 115 万円以下 21 万円 14 万円 7 万円 115 万円超 120 万円以下 16 万円 11 万円 6 万円 120 万円超 125 万円以下 11 万円 8 万円 4 万円 125 万円超 130 万円以下 6 万円 4 万円 2 万円 130 万円超 133 万円以下 3 万円 2 万円 17 万円 133 万円超 133 万円以下 0 円 0 円 0 円

----



# 市・県民税所得割税率 ……10%

市民税……6%

県 民 税……4%

※分離譲渡、株式譲渡、先物取引等の税率は異なります。 (詳しくは税務課へお問い合わせください。)

#### 調 整 控 除

税源移譲に伴い、市・県民税と所得税の控除の差による負担を調整 するために次に掲げる額が控除されます。(詳しくは税務課までお 問い合わせください。)

- ア 合計課税所得金額が200万円以下の方…下記①と②のいずれか 小さい金額の5%を控除
- ①市・県民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額
- **イ 合計課税所得金額が200万円超の方**…下記③の金額の5%を控除 (控除額が2,500円未満の場合は2,500円が控除されます。)
- ③市・県民税と所得税の人的控除の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)

#### 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97.500円」を「136.500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2 / 5
-----	-----	-----	-------

#### 配当控除 (特定株式投資信託)

課税総所得金額、土地等にかかる課 税事業所得等の金額または課税長期 (短期) 譲渡所得

金額の合語	十額	税	目
		市民税	県民税
1,000万円	以下の場合	1.6%	1.2%
1,000万円	1,000万円 以下の部分 の 金 額	1.6	1.2
を超える 場 合	1,000万円 を超える部 分の金額	0.8	0.6

※特定株式投資信託以外の控除は税務課 へお問い合わせください

> 市・県民税均等割額……5,000円 (市民税3,000円+県民税2,000円) 森林環境税(国税)……1,000円

- ・県民税分には「やまがた緑環境税」1,000円 分が含まれています。
- ・令和6年度から、森林環境税(国税)が均等 割額にあわせて徴収されます。
- ・市・県民税と森林環境税の非課税基準は異なるため、森林環境税のみ課税される場合があります。

# 寄附金税額控除

前年中に下記の寄附金を支出した場合

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 山形県共同募金会又は日本赤十字社の山 形県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象 のうち、山形県又は上山市の条例で定めるもの
- ■市県民税控除額(総所得金額の30%上限)
- ①基本控除額+②※特例控除額
- ①基本控除額=(寄附金額-2,000円)×10% (市民税6% 県民税4%)
- ②特例控除額(市民税3/5 県民税2/5) =(都道府県・市町村に対する寄附金額 -2.000円)×下表の割合
- ※②は上記1の寄附を行った場合のみ適用、 限度額は個人住民税所得割額の20%

課税総所得金額から調整控除した金額	割合
0円~ 1,950,000円以下	<u>84.895%</u>
1,950,001円~ 3,300,000円以下	79.79%
3,300,001円~ 6,950,000円以下	<u>69.58%</u>
6,950,001円~ 9,000,000円以下	66.517%
9,000,001円~18,000,000円以下	<u>56.307%</u>
18,000,001円~40,000,000円以下	49.16%
40,000,001円~	44.055%

#### 配当割額控除額又は 株式等譲渡所得割額控除額

你以守成饭/月行前银江你银										
市民税	県民税									
3/5	2/5									

# 《記載例》

# 令和7年度市県民税特別徴収税額差引簿

月		· Fand						生	1	額					
	年 税	額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分		12月分		2月分	3月分	4月分	5月分	異動者氏名事由等
当初	463,70	00	39,100	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	特別徴収税額通知書から記 入
8/20	△ 18,00	00				△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	上山太郎 退職により減
9/25	7,40	00					1,100	900	900	900	900	900	900	900	山形次郎 税額変更通知による増分
$\frac{10}{29}$	△ 17,50	00						△2,500	△2,500	$\triangle 2,500$	△2,500	△2,500	△2,500	$\triangle 2,500$	山田三郎 転勤により減
2/25											18,000	△6,000	△6,000	△6,000	上山次郎 退職により一括徴収
納	付	額	39,100	38,600	38,600	36,600	37,700	35,000	35,000	35,000	53,000	29,000	29,000	29,000	
納	付 月	日	7 /10	8/12	9 /10	10/10	11/10	12/10	1 /13	2/10	3/10	4/10	5/11	6/10	

# 令和7年度市県民税特別徴収税額差引簿

月	存	税	嫍					月	割		額					異動者氏名事由等
日	7	17L	行只	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	共
納	付	†	額													
納	付	月	日													
L																

# 令和7年度市県民税特別徴収税額差引簿

月	在	税	好					月		II	額					異動者氏名事由等
日	+	化工	0月	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	共期有氏石爭田守
納	付	•	額													
納	付	月	日													
Vid 4	1.4															

# 所在地・名称変更届 1枚

◎社名変更、住所変更などがあった場合、この変更届を提出してください。

# 指定通知書 1枚

◎東北6県以外のゆうちょ銀行及び郵便局で新たに特別徴収額を納入されたい場合、 この通知書を希望するゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

# 特別徴収新規該当者届 2通

◎1月1日以降に新たに就職された従業員について特別徴収を希望する場合は、 この届を提出してください。

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届

問い合わせについて応答できる担当者の氏名・ 係・電話番号を記入して ください。

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

令和 年 月	給 特 <sup>日</sup> 与別	所在地						特別徴収					
上山市長	(数 収 義 務 者 ) 様 (	名 称 法人番号 代表者の 職 氏 名						連絡者の 係・氏名 並 び に 電話番号	係 氏名 電話				
●該当する変	更理由の口に、	/を記入し	てください	, 7°									
□所在地変列	更 □送付先	変更 🗆	名称変更	□法人成り	□個∠	人事業化	□合係	并・統合	□廃	業・	解散	口そ	の他
		変	更 育	Ϊ				変	更	後			
フ リ ガ ナ		変	更前	ij				変	更	後			
	<del>-</del>	変	更	΄ij		Ŧ		変	更	後			
	〒	変	更 前	ίj		Ŧ		変	更	後			
所 在 地	〒	変	更	íj		₹		変	更	後			
所在地フリガナ	〒	変	更 前	ή 		₹		変 (	更	後			

- ◎ 所在地・名称には必ずフリガナをつけてください。
- ◎ 個人事業主の場合は、個人番号を記載する必要はありません。

異動のあった事項を変更 前・変更後ともに記入して ください。なお、合併・ 解散等があった場合は、 その旨記入してください。

# 指定通知書

令和 年 月 日

郵便局長 様

山形県上山市長

# 公金の取扱について (通知)

貴局を、地方税法第321条の5第4項による特別徴収義務者の払込局に指定 いたしますので、よろしくお取り計らいください。

딢

許可番号 貯一第2942号

口座番号 02200-2-96021

加入者名 上山市

取りまとめ局 仙台貯金事務センター (〒980-8794)

# 特別徵収新規該当者届(控用)

											特	別徴収	<b>又義務者指定</b>	番号					
令	·和	年		月	日	給								担	1	系			
						支払者	フリガナ		 	 				当					
	ı	. 1.	4.		<u>.</u>	支払者 (徴収義務者)	名 称							者	氏	名			
	上	Щ	巾	長様	र्रे		法人番号								電	話	(	)	

次の者について特別徴収を希望するので届出します。

	住 所	氏	名	生年	月	日	<b>オ カ</b>	土月日		草	<b>普通徴収</b>	特別	別徴収
	正 771	10	11	工 +	. /]	Н	八工	тл п		糸	内付済額	引去	予定月
1		フリガナ		昭和・平	成						期分まで		月
				年	月	日	年	月	日	(	円)	(月	I
2		フリガナ		昭和・平	成						期分まで		月
				年	月	日	年	月	日	(	円)	(月	
3		フリガナ		昭和・平	成						期分まで		月
				年	月	日	年	月	日	(	円)	(月	I
4		フリガナ		昭和・平	成						期分まで		月
				年	月	H	年	月	H	(	円)	( 月	

## ○ 普通徴収納付済額

該当者が普通徴収で一部納付している場合に記入してください。

注) 納期限が過ぎた分は特別徴収できません。(普通徴収納期限:第1期…6月30日、第2期…9月1日、第3期…10月31日、第4期…令和8年2月2日)

○ 特別徴収引去予定月

これから特別徴収するにあたり、引去を開始する月を記入してください。税額通知書は毎月末に発送します。 提出日が月の初日から15日までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収ができます。 別途徴収開始月の相談はご連絡ください。

○ 個人事業主の場合は、個人番号を記載する必要はありません。

# 特別徴収新規該当者届 (提出用)

										朱	<b>寺別徴</b> 4	収義務	者指定	番号					
令和	年	月	日	(特別	所在地									担	停	¥			
				支製収	フリガナ		 	 	 					当					
			\.	(収義務者)	名 称									者	氏	名			
上	山市	長村	菉		法人番号										電	話	(	)	

次の者について特別徴収を希望するので届出します。

	住 所	氏 名	生	年月	日	7.4	生月日		普	F通徴収	特別	徴収
			土	十 万	Ц	人1 	<b>工月日</b>		紗	的付済額	引去	予定月
1		フリガナ	 昭和·	平成						期分まで		 月
1			年	月	日	年	月	日	(	円)	(月	日納期分)
2		フリガナ	 昭和·	平成						期分まで		月
2			年	月	日	年	月	日	(	円)	(月	日納期分)
3		フリガナ	 昭和•	平成						期分まで		月
3			年	月	日	年	月	日	(	円)	( 月	日納期分)
4		フリガナ	 昭和•	平成						期分まで		月
			年	月	日	年	月	日	(	円)	(月	日納期分)

処	宛名番号	地区	世帯番号	指定番号	入力	備考
理						

# 給与所得者異動届出書 5組

- ◎ 転勤、退職、休職、(給与を支払わなくなったとき)などにより、給与から市・県民税を差し引けなくなったときは、すみやかにこの異動届出書を提出してください。異動届の提出がない場合には、督促が出る場合があります。
- ◎ 納税者が退職した場合、退職最後の給与及び退職金等で特別徴収額の未徴収分を一括徴収して納入した場合は、 異動届出書の一括徴収の申出の欄に(徴収月日、徴収額、納入月など)を必ず記載して提出してください。なお 一括徴収されない場合は、異動届出書が提出され次第、直接本人宛納税通知書を送付しますので、そのことも 説明してくださるようにお願いします。

なお、翌年1月1日以降に退職があった場合は、必ず**一括徴収**してください。

- この用紙が足りない場合は、コピーまたは上山市ホームページよりダウンロードしてください。
- ◎ 給与所得者異動届出書は、感圧紙で2部複写になっています。カーボン紙は不要ですが、必ず下敷きを使用してください。
- ◎ 平成29年1月1日以降に給与の支払いを受けなくなった方の届出についてはマイナンバーの記載が必要となります。

給与支払報告書 特別 徴 収 にかかる給与所	<b>听得者異動届出書</b>	(控用)	年 度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
山形県上山市河崎一丁目1番10号   給 🔩	在 地 〒 999-3/92 上山市沢 ガナ カブシキがイシャ	「崎/丁目/-/ カミノヤマキカク	特別徵収義務者 指定番号     5000001       宛名番号        所属     経理
上川市長様   文 微粉     払収     大名又       大名又     大名       大名     大	(td 名称 株式会社	上山企画	担連 当絡 者先 ま 023 - 672 - ///
フリガナ カミノヤマ カ カ シ	人番号       2   3   4   5   6   7	8 9 0 1 2 3 ← 個人番号 左端を空	Po記載に当たっては、 電話 内線 ( /33 )
氏名 上山 かかし 給 生年月日 昭和60年 / 月 / 日	(ア) (イ) 特別徴収税額 徴収済額 (年税額)	(ウ) 未徴収税額 年 月 日 (ア) - (イ)	
与     個人番号     9     8     7     6     5     4     3     2     1     0     9     8       所     受給者番号     1     2     3     4	<b>6</b> 月から	<b>//</b> 月から <b>7</b>	年 / 1. 退 職 3 1. 特別徵収継続
書     1月1日 現在の住所     上山市河崎/000番地       異動後の 住所     同上	60,600 // 月まで 四 25,600円	70	Anh
1. 特別徴収継続の場合     新しい勤務先へ連絡してが特別徴収義務者指定番号       新特し別徴収     (まわかりになる場合は、記入してください)       新特し別数収     丁       所在地     カリガナ       務務務先者     CA又は名称	(新規) 法 人 番 号 担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話 内線 (	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう <u>連絡済み</u> です。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください) 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <sup>右から</sup> 部見の場合のみ記載) <sup>右から</sup> 部見の場合のみ記載) <sup>右から</sup> 部見の場合のみ記載) <sup>右から</sup> 部見の場合のみ記載)
2. 一括徴収の場合         理       1. 異動が令和 年12月31日までで、一括行由		徴収予定月日 (上i	世界でである。 を記の一括徴収した税額は、
3. 普通徴収の場合         理       1. 異動が令和7年12月31日までで、一括行         は       2. 令和 年5月31日までに支払われるべき         まから 番号を 3 死亡による退職であるため		収税額(ウ)以下であるた&	一 ※ 市町村記入棚

<b>新</b>	<sup>合与支払報告書</sup> にかかる給与所 <sup>詩 別 徴 収</sup>	<b>听得者異動届出</b> 書	<b>計(控用)</b>	年 度	①. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
		在 地 〒999-3/92 上山市:	河崎 / 丁目 /-/		特別徵収義務者指定番号 宛名番号	5000001
	与 別 変 ラリ	Jガナ <b>カブシキが</b> イシャ	カミノヤマキカク		所属	経 理
	形県上山市河崎一丁目1番10号   給 特義   与別務   大 山 市 長 様   大 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	スは名称 株式会社	上上山企画		担連 氏名	河崎算美
令	和 7 年 // 月 5 日提出	(番号 / 2 3 4 5 6	一口 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	の記載に当たっては、欄とし右詰めで記載		D23 - 672 - //// 内線( /33 )
Г	フリガナ カミノヤマ カ カ シ					
	氏名 上山 かかし	(ア) (イ)	(ウ) 異 動	,		異動後の未徴収
給	生年月日 昭和60年 / 月 / 日	特別徴収税額 徴収済額	未徴収税額 年月日		動の事由	税額の徴収方法
与	個人番号 987654321098	(年税額)	(7) - (1)			
所	受給者番号 / 2 3 4	6 月かり	5 <b>//</b> 月から <b>7</b>			(a) <b>2</b> 1. 特別徵収継続
得	1月1日 1 1 大 丁 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		5 月まで <b>1</b>	3.   <sub>右から</sub> 4.		欠
者	現在の住所 上山市河崎/000番地	60,600	/0	月 番号を 5.		明 番号を 2. 10 BX 4X
	異動後の 住 所	<sub>円</sub> 25,600 F	35,000 <sub>円</sub> 3/	7.		3. 普通徵収 (本人納付)
1	特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ連絡してた					
	特別徴収義務者	/ <u>.</u>			新しい勤務先へ	は、月割額円を
to A	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号	市			は、月割額円を 月10日納入期限分)から
新り	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号	西 西 属		月分(翌	月10日納入期限分)から
新しい部	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号	当 属		月分 (翌 徴収し、納入す	
新しい勤務	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 明 所 在 地 マス・フリガナ	(新規) 法人番号	当 属		月分 (翌 徴収し、納入す	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。
新しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 明 所 在 地 フリガナ	(新規) 法人番号	K       E    <		月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先^ 受給者番号	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
新しい勤務先	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 明 所 在 地 マス マリガナ	(新規) 法人番号	K       K       E       A	)	月分(翌 徴収し、納入す(新しい勤務先へ	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地	(新規) 法人番号	点       片       点       点       名       表       電	)	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
2.	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地 フリガナ 氏名又は名称 — 一括徴収の場合	(新規) 法人番号		徴収予定額	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 左記の一	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地	(新規) 法人番号		, ,	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 左記の一	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
2.	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地	徴収の申出があったため	K	/」 徴収予定額 記(ウ)と同額	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
2. 理	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地	徴収の申出があったため	K	徴収予定額	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 左記の一	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
2. 理	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地	徴収の申出があったため	K	徴収予定額 記(ウ)と同報 <b>35,000</b>	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
2. 理由	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地 フリガナ	(新規) 法人番号 徴収の申出があったため 徴収の継続の申出がないため	K	微収予定額 記(ウ)と同報 <b>35,000</b> ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)
2. 理由	特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 所 在 地	徴収の申出があったため 徴収の単出があったため 徴収の継続の申出がないため	K   K   E   K   A   B   K   E   E   E   E   E   E   E   E   E	微収予定額 記(ウ)と同額 35,000 ※ 市間 財材	月分(翌 徴収し、納入す (新しい勤務先へ 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	月10日納入期限分)から るよう <u>連絡済み</u> です。 へ必ず連絡してください)

給与支払報告書 特別 徴収 にかかる給与所得者異動届出書(控用) (年)	
〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 給 ts	特別徵収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号
山形県上山市河崎一丁目1番10号     給 特	担連     所属     経理       氏名     河崎算美
令和 7 年 // 月 5 日提出	一
フリガナ カミノヤマ カ カ シ	
氏名     上山 かかし     (ア)     (イ)     (ウ)       塩年月日     昭和60年/月/日     (子)     (サ)     株徴収税額     (ア)     (サ)       (年税額)     (ア)     (イ)     (ウ)     (サ)     (サ)       (年税額)     (ア)     (イ)     (ウ)     (ウ)     (サ)	異動後の未徴収     異動の事由     税額の徴収方法
与 個人番号 987654321098	
所 受給者番号 / 2 3 4 6 月から // 月から 7 年 2	1. 退 職
1月1日 現在の住所     上山市河崎/000番地     60,600     10 月まで 5 月まで 60元	: 5. 支払少額・不定期 番号を 2. — 拍 取 収 6. 合 併 ・ 解 散 記入
異動後の 住 所	7. そ の 他 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付 )
1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ連絡してから記入してください。	   新しい勤務先へは、月割額 <b>5000</b> 円を
特別徵収義務者 指 定 番 号	5 // 月分(翌月10日納入期限分)から
上山市河崎4丁目/-5	徴収し、納入するよう <u>連絡済み</u> です。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)
動義 フリガナ カミノヤマ カンコウ カブシキがイシャ 連 名 観光 花子	受給者番号 9870
先習     EA又は名称     上山 観光 株式会社     格 気     電 023 - 672 - 1//2 内線( /20 内線)	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) / <sup>右から</sup> 番号を 1. 必要 2. 不要 記入
2. 一括徴収の場合	
理	
由 <sup>右から</sup> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日	円 納入します。
3. 普通徴収の場合 ※ 市	
理   日本 共動が日本 生12万が日本 とく、 石塚代の中田がないため   町   村	
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため   記	

新牛	<sup>合与支払報告書</sup> にかかる給与) <sup>詩 別 徴 収</sup>	听得者異動届出	書(控用)	年 度	1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
山;	形県上山市河崎一丁目1番10号	在 地 〒 Uガナ 又は名称 人番号 法人番号		・個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	特別懲収義務考 宛 名 番 号 短 番 所 属 担連 当絡 者先	内線(  )
給与	フリガナ       氏名       生年月日     年月日       個人番号	(ア) (イ) 特別徴収税額 徴収済額 (年税額)	(ウ) 基徴収税額 (ア) - (イ)	月 日	動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
所得者	受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住 所	月か		年 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	休 職 • 長 欠	1. 特別徵収継続
1. 新しい勤務先	特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ連絡して 特別徴収義務者 指 定 番 号 〒 別数 所 在 地 収 養養 フリガナ	から記入してください。 (新規) 法 人 番 号	担当者民名	内線 ( )	徴収し、納入する	<ul> <li>(ス) 月割額</li> <li>(力) から</li> <li>(カンラ連絡済みです。</li> <li>(必ず連絡してください)</li> <li>(本から 番号を 1. 必要 2. 不要 配入</li> </ul>
2. 理 由	一括徴収の場合         1. 異動が令和 年12月31日までで、一招         abb		徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額	j)	舌徴収した税額は、 分(翌月10日納入期限分)で す。
3. 理 由	普通徴収の場合1. 異動が令和 年12月31日までで、一括2. 令和 年5月31日までに支払われるべand and an analysisand an analysisan an an analysisan an an an an analysisan an a		未徴収税額(ウ)以下であ	※ 市町村記 るため るため 概		

給与支払報告書 特別 徴 収	合与所得者異動届出書	<b>小小女子 小小女子 小女子 小女子 小女子 小女子 小女子 小女子</b>	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 上山市長様 与別務 払切者	所 在 地	<u>'</u>	特別徵収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号 所 属
	氏名又は名称		担連 当絡 者先 想 3.5.
令和 年 月 日提出	個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たって 左端を空欄とし右詰めで記	(a)   FE ED
フリガナ       氏名       給生年月日     年月       与個人番号	(ア) (イ) 特別徴収税額 徴収済額 (年税額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動後の未徴収 税額の徴収方法
所 受給者番号 得 1月1日 者 現在の住所	月かり	で 月まで 月まで 月まで 月まで	1. 退 職
異動後の 住 所	H	H H H	6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 3. 普 通 徴 収 <sup>「事由・理由</sup> (本 人 納 付)
1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へ追 特別徴収義務者 指定番号 〒 新り別 所在地 い収 勤養 フリガナ 務務 先者 氏名又は名称		担 所 国	新しい勤務先へは、月割額円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (新しい勤務先へ必ず連絡してください) 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	で、一括徴収の申出があったためで、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同 月 日	左記の一括徴収した税額は、 月海) 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
3. 普通徴収の場合         理       1. 異動が令和 年12月31日までで 2. 令和 年5月31日までに支払れ 番号を 3. 死亡による退職であるため	で、一括徴収の申出がないため われるべき給与又は退職手当等の額が未	※ 市町 村記 人欄	